

国と企業は、建設労働者に
謝れ、償え、なくせアスベスト被害

原告団ニュース

発行
建設アスベスト訴訟
神奈川原告団
横浜市神奈川区神奈川2-19-3
TEL：045-453-9701
FAX：045-453-9705

訴訟の早期解決と基金の創設で 建材企業はすべての被害者へ補償しろ！

神奈川2陣 最高裁で弁論
建材メーカーの責任認め、解体・
改修の被害も救済を！
判決は、6月3日(金)15時



3月28日、神奈川2陣は最高裁で弁論が開かれまし
た。争点は、解体作業に従事した原告4人との関
係で、建材メーカー（ニチアス、エーアンドエーマ
テリアル）に警告表示義務があるかどうかです。

開廷前、最高裁前には約100人の仲間が集まり、
原告団・弁護団を励ますとともに、最高裁に対して
被害救済の判断をおこなうようシュプレヒコールを
あげました。

当日の法廷では、徳永弁護士、遺族原告の中里さ
ん、本人原告のメ木さん、久保弁護士の順で意見を
述べました。

中里さんは涙を流しつつ、頑張って意見を述べら
れました。またメ木さんは、途中でボンベの酸素が
なくなってしまったようで、かなり息を切らしなが
らも、頑張って意見を読み上げました。

参加者は「裁判官が熱心に聞いているのが印象的
でした」、報道記者も「あんなに熱心に聞いている
のははじめてでした」との声も。

建材メーカー2社からも短い意見陳述がおこなわ
れました。

双方の意見終了後、裁判長から結審が言い渡さ
れ、判決が6月3日午後3時と指定されました。

法廷終了後、弁護団と中里さんと厚労省記者クラ
ブで会見を行いました。

神奈川1陣 国との和解第2弾 15人成立

3月25日、神奈川1陣訴訟は東京高裁で2回目の
国との和解期日が開かれ、15人の和解が成立しまし
た。次回4月
25日に残る1
人について和
解し、国との
関係では、神
奈川1陣の裁判
が終結する予
定です。



全面解決求め国会請願署名 提出行動 4月13日(水)11時

現在、国との関係で残された課題（①屋外作業の
救済、②救済される従事期間の拡大、③20年の時
効）の解決と、建材メーカーに賠償責任を果たさせ
るため、賠償給付金を改正し、救済範囲の拡大と
建材メーカーの費用負担を求める国会請願署名に取
り組んでいます。

国会請願署名に必要な紹介議員を募るため、3月
25日、28日に全国会議員の議員会館事務所を訪問
し要請をおこないました。また、地元事務所への要
請行動にも取り組んでいます。

《請願署名提出 院内集会》

日時 4月13日(水)11時～13時

場所 衆議院第1議員会館大会議室

健全な労使関係の確立と悪質社労士の完全排除めざす

不当労働行為救済を求める建交労三昭運輸分会のたたかい
和解による解決めざして山場を迎えている中労委闘争！

建交労三昭運輸分会の争議は約5年半に及びます。神奈川県労委は昨年2月「会社が建交労組合員に一時金を支払わなかったのは労組法第7条3号の不当労働行為に当たる」とし、未払一時金の支払いと10日間のポスト・ノーティスを会社に命じました。これは、神奈川県労連や全国の仲間の支援をはじめ、三昭運輸の労使紛争を惹起してきた竹内特定社労士に東京都社労士会から「注意勧告」を出させた運動などの成果です。

しかし、一方で県労委命令は、会社の不誠実団交や団交拒否などは労組法の除斥期間などを理由に組合の申立てを却下・棄却しました。

たたかいは県労委から中労委に移って1年余が経ちますが次回6月29日の第6回期日では和解解決に向けて山場を迎えます。

一日も早く健全な労使関係を構築するために引き続きご支援・ご協力をお願いします。

メイショクアソシエイツ田宮会長、田宮社長は、南須原分会長の懲戒解雇を直ちに撤回せよ！

私たち建交労神奈川県本部ダンプ支部メイショクアソシエイツ分会は、神奈川県内に6店舗を展開する明治乳業の商品を宅配・販売する(株)メイショクアソシエイツの労働組合です。2019年に分会を発足し、就業規則の設置、有給休暇取得制度の構築、業務委託契約を雇用契約へ転換させるなどいくつもの成果を上げてきました。また配転命令撤回、降格命令撤回と度重なる会社の不当な業務命令をはねのけ、未払い残業代も労働審判で解決してきました。

分会では発足後一年半団体交渉を重ねて来ましたが、なお不誠実な対応を続ける田宮和夫会長、田宮頌康社長に対し、みなし残業、長時間労働を改善するため、労働基準監督署に長時間労働の実態を告発し、会社は2020年8月に是正勧告指導を受けました。

組合では、これまで勝ち取ってきた労務改善を社内に広く知らせる為、活動報告会を企画し、南須原分会長が10数年勤続した人脈を活かし約40名に報告会案内状を配布したところ、田宮頌康社長は、突如南須原分会長をメイショクホールディングス(横浜市山下町・産業貿易センタービル一室)に呼出し、機密情報の無断利用、個人情報流出させたとして、「諭旨退職を受け入れなければ懲戒解雇、諭旨退職か懲戒解雇しか選択肢はない。退出した時点で即時解雇とし、所属営業所に戻ったら不法侵入で通報します。」と、退出禁止の状態を判断を迫り、解雇を拒否するとあらかじめ用意していた通知書にて即時懲戒解雇処分を下しました。さらにこれらのやり取りを南須原分会長に断りもなくすべて隠し録りしていました。代表取締役社長としての自覚は全く感じられません。

◆ 2022年2月18日第2回裁判「争点物証無し」

第2回裁判では会社は南須原分会長が流出したとされる物証を示す事ができないにもかかわらず窃盗したと人権無視の発言を続け、南須原しか証拠はもっていない、自白したのだから解雇有効だと繰返し主張しています。また解雇日当日の録音記録を証拠書類として提出してきましたが、正確な反訳ではなく、南須原分会長の発言の一部や言葉尻を省き、心証操作した証拠を提出しています。このような悪質な態度を続ける田宮代表取締役社長を絶対に許すわけにはいきません。



また会社は経営難を理由に、南須原分会長が所属する店舗を閉鎖し復帰場所も無くす強硬な態度を続けています。何としても分会長を会社に復帰させ、正常な労使関係を作るためにも皆様のご支援・ご協力を切にお願い致します。

建交労

〒231-0025

神奈川県横浜市中区松影町2-7-17 メイショクアソシエイツ分会
リバーハイツ石川町304号

TEL 045-662-2340 Fax 045-641-5453

組合嫌悪の差別を即刻やめろ

株式会社レヂテックスは主に接着剤・天然ラテックス製品の開発製造を行っている会社です。この会社で働く安西正一さんは企業内組合の委員長として労働者の労働条件向上のため奮闘していましたが、2012年不当にも会社から解雇されました。安西さんは不屈の裁判闘争いで2014年に横浜地裁小田原支部において会社と和解協定を締結し解雇撤回職場を果たしますが、裁判闘争中に会社の脱退工作があり組合員は安西さん一人になっていました。2014年神奈川県労働委員会において協定書「会社は安西正一組合員に対する懲戒処分の実施及び配置その他必要な労働条件の変更にあたっては、事前に組合と十分に協議する」を締結します。職場復帰後、賃金定昇ゼロ、著しく低い評価査定など組合差別、嫌がらせが続くなか2018年社内従業員の信任投票で再び労働者代表に就任しますが、労働者代表選挙方法を会社主導に変え2020年労働者代表から降りることになります。現在、職場での春闘・夏季一時金要求闘争を支援者とともに、神奈川県労働委員会協定「会社は安西正一組合員に対する懲戒処分の実施及び配置その他必要な労働条件の変更にあたっては、事前に組合と十分に協議する」に基づいて ① 安西組合員に対する懲戒処分撤回（給与支払い減給処分） ②労働者代表選出ルールの確立 ③定昇ゼロの不利取り扱い ④就業規則改定が組合・従業員へのハラスメントのなっていることの4点を、神奈川県労働委員会と裁判闘争を見据えて闘っていきます。

未払い賃金払え

STT 争議

マトモなはたらく条件にしろ！

運送会社の（株）サンキュウ・トランスポート東京で働く仲間は路上駐車や荷下ろし・荷待ち時間などの労働から完全に解放されていない時間の賃金請求裁判を2015年10月から長期に闘っています。労働者が作成した賃金未払い請求の資料を裁判官はまともに読め、と頑張っています。また、2020年3月の県労委和解では、基本給・退職手当・諸手当・労働時間の抜本的見直し、11時間の勤務間インターバル制度の新設などを「団体交渉において合意達成の可能性を模索する誠実交渉義務」をもとに、合意に至った事項は「協定締結」して履行するという協定をし、その履行を求めて闘っています。職場ではアンケートをもとに春闘一時金要求の多数派運動も取り組んでいます。

仲間と共に、長期に、不屈に闘う仲間にご支援をよろしくお願いします。



運送業界全体の労働条件

を抜本的に改善させよう！

基本給の固定残業代への変更許すな 制度撤回を求めて裁判争議中

商船三井ロジスティクス分会争議

発行
港湾労働組合
〒231-0002
横浜市中区海岸通1-1 波止場会館2階
☎045-201-4406

嘘とまやかしの賃金制度

2019年7月に商船三井ロジスティクスで賃金制度の改定が行われました。その内容は『専任管理職』と呼ばれる管理職の基本給の一部を固定残業代に置き換えるというものでした。そもそも『専任管理職』は残業代削減のための“名ばかり管理職”です。会社はこの賃金制度の変更は不利益変更では無い「基本給が一部、残業代に置き換わっただけで、残業代が支払われなかった管理職にとって、総額は同じなんだ」と賃金制度の改定にあ

り、社内で説明してきました。

労基署が専任管理職に是正勧告

しかし、そもそも専任管理職には管理監督者性が無く、残業代を支払わないこと自体が違法です。私たちの闘いによって、労働基準監督署も違法性を認め是正勧告を出し、会社は該当者全員に未払い残業代を支払いました。しかし、会社は是正勧告に従った後の団体交渉、労働委員会、そして裁判においても、賃金制度の変更は不利益変更ではないと繰り返すばかりです。

裁判勝利に向けた運動を大きく

私たちは制度改定前の5月に商船三井ロジスティクス分会を結成し団体交渉、労働委員会と段階を重ねてきましたが、主張を変えない会社に対し、やむを得ず裁判となりました。

会社の主張は賃下げを不利益変更でないと偽るもので許されません。こうした誤魔化しを容認する判決を絶対に阻止するために、裁判勝利に向けた運動を広げて闘います。ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。



賃下げ自由が社会全体へ波及しかねない

もし今回の争点が不利益変更ではないと判断されてしまうと、使用者は基本給を固定残業代へ置き換え、自由に賃下げを実行出来てしまい、判例となり、他の企業もこぞって真似をする恐れがあります。固定残業代はあくまで時間外手当です。その性質から時間外労働の実績が無い状態が続けば、いつまでも支払われている保証はありません。今回の制度変更は絶対に許すことはできません。

みなさんはどう思いますか？

総額は同じなので不利益変更ではありません

そんなバカな……

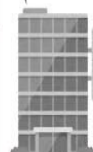


基本給

総額は同じ

固定残業代

基本給



横浜自動車学校での争議



ご支援をお願いします

横浜自動車学校の争議とは

労働組合の支部長が、2015年9月に教習中に一瞬の睡魔に襲われ、教習生の脱輪を回避できず破損事故を起こしてしまいました。もちろん同支部長は深く反省し処分も受け入れるつもりでした。

しかし会社は調査や対策を講じることなく、すぐさま最も厳しい処分である懲戒解雇をけしかけました。事故を組合攻撃の契機にしたのです。納得できずに闘う支部長に、会社は教習業務から外したうえ、3ヶ月もの自宅待機、さらには事務職に配置転換して草むしりなど見せしめをおこなったうえ、賃下げするなど、あの手この手で支部長を職場から排除しようとしています。支部長は事故から6年経過した現在も教習業務に戻れずいます。あわせて会社は組合員に対して一時金差別をおこなっています。

組合攻撃はこれだけに止まりません。会社は組合事務所に会社の備品を勝手に持ち込んだうえ、コロナ対策と称して組合事務所の壁を破壊するという暴挙にまで及んでいます。



横浜自動車学校 争議

検索 

誰もが安心して働き、 教習を受けられるよう



労使紛争のない 横浜自動車学校にしよう

「よりよい横浜自動車学校にするため横浜自動車学校争議を支援する会」

(横浜自動車学校争議を支援する会)

横浜市泉区中田南 3-6-5 神奈川土建・横浜戸塚支部内

☎ 045-800-1345 / fax 045-800-1355

シャープNECディスプレイソリューションズは 判決に従い、伊草さんをただちに職場へ戻せ おめでとう 伊草さん 勝利判決

新年明けましておめでとうございます。本年も、伊草さんの不当解雇撤回闘争へのご支援をよろしくお願い申し上げます。

12月23日(木)、シャープNECディスプレイソリューションズ(SNDS、中谷久嗣社長)と会社指定医の福田医師に対し、不当解雇撤回と慰謝料を求める伊草裁判の第12回口頭弁論・判決が横浜地方裁判所(眞鍋美穂子裁判長)で約20人の支援者(新型コロナ対応で傍聴制限)が見守る中で行われました。

伊草さんの地位が確認される

眞鍋裁判長は、判決の本文を読み上げ、「原告が被告会社に対し、雇用契約上従業員としての地位を有することを確認する。」とし、復職可能と判断できる2017年9月からの未払い賃金の支払い(バックペイ)を命じました。

本判決は、休職期間満了による退職という新たな手法の問題点を明らかにし、その脱法的手法を断罪し、休職期間満了による退職を無効としたものです。

伊草さんと同様にメンタルヘルス疾患から復職をめざす人たちははじめ多くの労働者を大きく支援する画期的な内容です。

判決後に行なわれた記者会見にはマスコミ各社の記者が参加し、「伊草さん地位確認される」をしんぶん赤旗、読売・朝日・神奈川・東京新聞、NHK NEWS WEBが報道しました。

伊草さんをすみやかに職場に戻せ

シャープNECディスプレイソリューションズは、本判決を真摯に受け止め、伊草さんをただちに職場に戻すべきです。

職場からも「会社は、横浜地裁の判決に従え」「伊草さんをすみやかに職場に戻せ」の声を大きく高めていきましょう。

伊草さんが一日でも早く職場で働けるよう、いっそうのご支援をお願いします。



12月23日(木)横浜地方裁判所で勝利判決を勝ちとる伊草さん(上段左から4番目)

2022年1月 第34号

NECの不当解雇とたたかう
伊草さんを支援する会

〒142-0043 品川区二葉2-20-8染野ビル2F



一人でも入れる 困ったら

電機・情報ユニオン

〒142-0043 東京都品川区二葉2-20-8
染野ビル2F

Tel:03-6421-5323, Fax:03-6421-5324 Email: derkiunion@gmail.com



【第3次不当労働行為事件】

緑陽苑分会は2009年に法人（当時：社会福祉法人ひまわりの会）と施設設備・備品の使用について「確認書」を交わし、労働協約で会議室やコピー機等、組合掲示板も含めて使用を認められていました。

2010年から千葉新也理事長が就任して以降、組合への攻撃が強まり、第1次不当労働事件をはじめとして解雇裁判など多くのたたかいが続きました。その中で、分会が法人の施設設備の使用をすることも難しくなっていました。特別養護老人ホーム「あさおの丘（旧：緑陽苑）」と介護付有料老人ホーム「ケアヴィレッジしらとり（旧：緑陽白鳥ホーム）」に設置されていた組合掲示板は使用していましたが、交代勤務のある職場で、組合の争議などの活動を職員全体に周知するために掲示板は重要です。ところが、2020年頃からコロナ禍で感染対策を理由に「あさおの丘」の施設に入れず組合掲示板も使用できなくなりました。また、「ケアヴィレッジしらとり」では法人が建物の賃料をオーナーに契約通りに払わずに裁判となり、2020年12月、立ち退きになりました。法人は宮前区の独身寮だった建物を借りて名称を「ケアヴィレッジみやまえ」に変更しました。

2019年9月以降、法人は要求書や団交申し入れに対して具体的な文書回答をせず、団交の事務折衝担当を分会長以外にするよう要求するなど、不誠実な対応が続いていました。2021年1月に第2次不当労働事件の行政訴訟で組合が勝利し、同時期中労委から法人に第2次不当労働事件についての謝罪文を掲示するよう命令も出され、第2次不当労働事件は終了しました。しかし、法人はその後不誠実な対応は変わらず、「ケアヴィレッジみやまえ」の組合掲示板をどこに設置するか返事をしないまま、2021年2月に2009年の労働協約（確認書）を一方向的に解約しました。

2021年5月18日、緑陽苑分会は神奈川県労委に3度目の不当労働行為救済申し立てを行いました。

①2009年に法人と分会が施設や備品等の使用・組合掲示板の設置で合意していた「確認書」を、法人が2月19日付で解約したこと。②団交申し入れに対し、佐藤分会長以外を事務折衝の担当者とするよう法人が求めたこと。③ケアヴィレッジみやまえの組合掲示板の設置及び使用を認めないでいること。④あさおの丘の組合掲示板を使用させないこと。以上のことが不当労働行為であるため、組合掲示板の設置・使用と、組合活動への不当な介入を許さないよう求めました。

神奈川県労働委員会は、コロナ対策として法人と組合側が別々に調査を行う異例の形式で、証人調べなしで1月25日に結審しました。3月31日に法人と組合でWEB団交（ZOOM）を行いました。法人側は労働協約を解約したため新たな掲示板使用規定を作るなど合意ができれば検討するという主張で、分会長以外を事務折衝担当に要求しないと明言しませんでした。組合は労働協約の解約が不当だと申し立てているので新たな規定を作る必要がないと主張し、交渉は決裂しました。この団交の結果を労働委員会に報告し、労働委員会から命令が出される予定です。

2019年12月に理事長が交代しましたが、現在も千葉前理事長は法人運営の実権を握っていると思われます。

今まで多くの方からご支援いただき、争議を続けることができました。ありがとうございました。今後も、争議解決に向けて緑陽苑争議支援共闘会議を中心に活動し、職場の状況を改善していきたいと思っております。

許されぬ日通の脱法・雇止め！

岩本さんは日通川崎で1年の雇用契約を繰り返す有期雇用で働いてきました。「雇用契約が5年を超えた場合は、定年まで働ける『無期雇用』にしよう」と法的に定めています。(労働契約法18条、無期雇用転換権)ところが日通は、その前日に雇止めをしてきました。

昨年11月の横浜地裁川崎支部で秋田証人(現副社長・雇止め当時労働部長)は、「岩本さんに用いた雇止め制度の狙いは、無期雇用阻止にあった」。制度は、「厚生労働省のパンフレットを参考に作った。だから問題なし」と述べました。この日通の姿勢は、有期雇用であっても職の安定を求める法の意図、国会・国民の意思を踏みにじるものです。

労働契約法での国会審議で、当時の安倍総理大臣、小宮山厚生労働大臣らは、「岩本さんにしたような雇止めは許されない」と答弁しています。

岩本さんは、「法律に疎い一般労働者は法の網の目を利用する権力者、大企業の捨て駒で甘んじろ!という非情な判決だ。勝利を信じて闘い続ける」と決意を述べています。



2月28日(月)の第2回裁判では、岩本さん入社時に最初に雇用契約書を説明した管理課長



労働契約法の国会審議より

衆議院厚生労働委員会 15号

平成24年07月25日小宮山洋子国務大臣：厚生労働大臣(当時)

「施行後五年の時点での雇いどめ、これなるべく起きないようにしながら無期の労働契約に転換させてゆくことが、施行に当たっての一番大きな課題だというふうに思っています。」

金子政府参考人厚生労働省労働基準局長

こうした問題(有期雇用の弊害)対処するために「有期労働契約が長期反復更新された場合に、その濫用的な利用を抑制して雇用の安定を図るという趣旨で設けたものでございます。」

「やはり、今回の無期転換ルールの趣旨からしましても、五年のところで雇い止めが起きてしまうと、この狙いとは全く違うことになってしまいますので、先ほども答弁させていただきましたように、何とか円滑に無期労働契約に転換させていく、これが一番の課題だというふうに思っています。」



賛同署名へ
こちらへアクセスを!

無期転換逃れ阻止支援共闘会議(略称)

川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子401

電話: 044-211-5164

FAX: 044-201-9989

メール: k-chiikiu@outloo.jp

市民ミュージアム 副館長雇い止め無効裁判

指定管理者制度の大問題

市民ミュージアムの職員は、アクティオの有期雇用、契約社員となった。人数は、減らされ、給与は半減。学芸員は次々と転職。経験不足の若い学芸員だけでは、収蔵品の管理はできない。集客に追われ、学芸員の専門性は失われた。川崎市は経費削減のために、指定管理者制度を導入したとしか思えない。台風の水害で、なぜ、収蔵庫まで2mも冠水したのか、今こそ、指定管理制度を徹底的に検証すべきだ。

アクティオ（株）の違法

労働監督基準法、36協定無視、健康診断は出勤扱いせず、休暇日数も減り、労働環境は悪化。展示会の監視スタッフに、パワハラの言動があり、経験豊富な人たちが退職した。指定管理3年目で、学芸員は入れ替り、学芸経験のある者は、わずか1名が残っているだけ。提案した収蔵品の統合的な管理システムは着手せず業務不履行の事業がある。労働条件や事業内容を検証し、違法は是正せよ。

副館長の雇い止め無効

横浜地裁川崎市支部に提訴から2年、コロナ禍で中断された裁判再開。事実に根拠のない、雇い止めの理由を、後付けで、副館長への誹謗中傷を繰り返し、原告は一貫して証拠を持って反論。争点は、雇用の更新可否の判断基準、更新の期待権。副館長は、次年度の展示、調査研究の準備など、継続して業務にあたる合理的な理由と証拠がある。裁判は、証人尋問で、事実を明らかにする段階へ。是非、傍聴に来て下さい。

市民ミュージアムの水害 被害総額72億円は税金です。収蔵品は市民の財産です。

この裁判は、指定管理者制度の盲点を主張し、川崎市の文化財を守る組織のあり方を問う重大なものです。

NHK コールセンターの言いがかり解雇！

NHK視聴者コールセンター（現NHKふれあいセンター）から解雇された山本さんが解雇無効を訴えており、近日、東京高裁にて審理されます。

山本さんが働いていたコールセンターは主に、有期契約で働く女性が電話等による視聴者対応をしており、不満やストレス発散狙いのクレーマー、わいせつ発言を繰り返す人物への対応なども必要とする精神的に疲弊する職場でした。また、業務処理ルールも朝礼暮改で、上司の誤解などから意味なく注意を受けるといった風通しの悪い職場でした。山本さんは全川崎地域労働組合に加盟して、こうした点の改善を求め続けてきました。無期雇用転換制度を宣伝し、通勤手当の支給も実現してきました。職場同僚の信頼も集め、職場代表にも選ばれました。

わいせつ電話への処置も団体交渉で求めましたが、センター側は「規則だからわいせつ電話も受けるように」ととんでもない指示までしてきました。

今までは顧客対応をする労働者は理不尽な言動にも「お客様は神様」と我慢を強いられてきました。時代は変わり、カスタマーハラスメントに対しても使用者は労働者を保護することが求められています。それなのにサービスセンターはカスハラに有効な対処をしませんでした。

NHKサービスセンター側の人格軽視の態度や職場環境を批判する山本さんを苦々しく思い、職場から追い出す機会を狙っていたセンター側は、山本さんが「センターのセクハラ対応はおざなり」と批判すると、待っていたとばかりに「指導に従わない」と解雇したのです。

こうした行為は組合活動を理由とした解雇を許さないとする労働組合法や六十五才までの雇用確保を求める高齢者雇用安定法を踏みにじる行為です。

風通しのいい職場環境をNHKコールセンターに実現するために、こうした見せしめの解雇は許せません。ご支援をお願いいたします



提訴記者会見（厚労省）



NHK コールセンターは内部の声こそ傾聴を！

神奈川年金裁判とは・・・



「年金裁判」とは平成25年の「特例水準解消」を理由として政府が3年間にわたり公的年金を一律2.5%削減したことを不服として不服審査を請求、その後全国5297人の年金受給者が政府を相手取って起こした「年金引き下げ違憲訴訟裁判」です。39地裁で争われ、現在高裁へ進め、判決が出始めています。神奈川県のカリ裁判は地裁での裁判が2月7日結審となり、7月27日に判決が出されることになっています。

神奈川県の裁判での争点は

加入時に説明されたのは将来に向けた積み立ての**はず** (財産権の侵害です)



高齢者の支え手減少を理由に世代間公平のための削減と国は言っている。

いつのまにか国会審議も経ないうちに年金財政は賦課方式とされ「特例水準解消」といって2.5%の年金削減を行った。

(岡田先生)国会での立法決議の論議もない賦課方式への変更などはありえず、年金引き下げは憲法違反である。(生存権の侵害です)

マクロ経済スライドで今後も年金削減を国は進めようとしています若い人はもっと大変になる。

これまで私たちの積み立てた保険料はどこへいっちゃった現在200兆円にもなってる積立金で株購入なんて。



年金カットで女性の年金がさらに下がるし、格差がまた広がっちゃうじゃないの。

女性は基礎年金だけの人が多いし、働いた期間も少ないからとにかく安いよ。

岡田正則先生
早稲田大学大学院
教授(行政法)



われらは老後の暮らしに期待してこれまで保険料を納めてきたんだ。いまさら世代間公平なんて言い出すな。

それなら国の負担割合をもっと増やしたらどうだ。やっぱり全額国負担の最低保障年金制度が必要だよ。

年金制度は賦課方式、は立法事実にしており、これによった処分は取り消さなければならない。無前提賦課方式は平成15年頃から言い出した。この頃の手続きを確認しても立法も決議もない、修正積み立て方式が賦課方式に変更ということはあり得ない。少なくとも加入者の権利を害することは許されない。平成16年の「我が国の公的年金制度は賦課方式の仕組みである」との認識の前提は重大な問題があった。

全日本年金者組合神奈川県本部 横浜市中央区不老町2-8不二ビル2F ☎ 045-663-4061

『神奈川生存権裁判』が4月20日結審し、判決へ ご支援と「公正判決署名」にご協力を

『神奈川生存権裁判』は4月20日結審し、判決にむかいます。

2015年9月24日に裁判所前でデモ行進して集団提訴を行いました。2016年1月18日、雪が降って電車も止まった本当に寒い日にもかかわらず100人以上が傍聴に駆け付けた第1回口頭弁論。第12回口頭弁論まで毎回意見陳述した13人の原告の陳述に涙して思わず拍手。パートIVまで続いた寸劇「人間らしく生きる」、原告の生き生きとした演技。「やったあー」と叫んだ2021年2月22日の大阪地裁での勝利判決。そのあと続く「コビペ判決」に怒り心頭。みんな違う内容で訴えた6名の原告の証人尋問。何かすっきりした松尾さん・白井さんの専門家証人尋問。コロナ禍でも必ず満杯だった傍聴席。様々な闘いを展開してきました。

安倍政権によって強行された生活保護費削減

2012年8月軍備増強・社会保障費削減・消費税増税で「戦争する国づくり」をねらう安倍自民党（当時）は民主党政権に「税と社会保障の一体改革（改悪）」を迫り、関連8法案を成立させると、2012年12月の総選挙で安倍自民党は選挙公約で「生活保護費1割削減」を掲げ政権交代となりました。その結果、2013年から2015年にかけて生活保護基準（生活扶助費）が最大10%、平均6.5%引き下げられました。これに対して全国で1万以上の審査請求が出され、ご存知の通り、皆さんとともに全国29都道府県、約1000人が生活保護切り下げは違憲だと立ち上がりました。

なぜ、安倍自公政権は最初に生活保護をターゲットにしたのでしょうか。それは生活保護制度が「社会保障の岩盤（ナショナルミニマム）」であり、ここを崩せばすべての社会保障削減が可能となると考えたからです。その証拠に安倍政治の7年8か月間での社会保障費の負担増・削減は4兆6千億円にもなります。

生存権裁判は、憲法25条の実質的な改悪を許さず、「誰もが健康で文化的な生活」を実現させる「正義の闘い」です。この闘いは『25条共闘』として、最低賃金裁判・年金引き下げ違憲訴訟とともにとりくんできました。勝利判決を勝ちとり、生活保護制度の改善、憲法25条に基づくナショナルミニマムを実現するために、より一層のご支援をお願いします。



航空の安全を求めて 許されない JAL 整理解雇の争議解決を！

2010 年大晦日、モノ言う労働者の排除を目的とした JAL 整理解雇（パイロット 81 名、CA84 名）争議の解決を求める闘いは、12 年目に入りました。

解雇直後から稲盛会長（当時）が「必要のない解雇だった」と発言。またその後も、歴代社長が「解決」を口にしても、未だ解決されない争議です。

昨年 4 月に発足した JAL 被解雇者労働組合（JHU／パイロット 3 名、CA19 名）は、JAL 経営に対して、また JAL を指導・監督する立場である国土交通省に対しても、JAL に解決を促し、その役割を果たすよう団交開催を求めてきました。

しかし、JAL は社内労組と同等の団交に応じようとはせず、国交省も正面からの団交による話し合いに応じようとはしなかったため、昨年、都労委に対し、JAL と国交省の二者を相手に団交拒否の不当労働行為救済申し立てを行いました。

現在、2 つの都労委申し立てをてこに、6 月に開催される株主総会に向け、支援者の皆様の強いサポートを受けながら、様々な取り組みを展開中です。

解雇自由な社会を許さない！

解決まで共に頑張りましょう！！

引き続き、JAL 争議に皆様のご支援をお願い致します。



〈定例宣伝〉

●JHU 主催

火曜日：国会前宣伝 12：00～

木曜日：国交省前宣伝 12：00～

*JHU 青空チャンネル (YouTube)

不定期連続発信 次回：5 月 10 日予定

●かながわ連絡会 主催

*月 1 回 横浜高島屋前 17：30～
5 月 24 日、6 月 15 日

〈今後の取り組み〉

★関東キャラバン (実行委員会 主催)

5 月 27 日～6 月 10 日

*5 月 28 日 神奈川キャラバン

12:00～本厚木駅 (小田急小田原線)

14:30～ JR 藤沢駅

17:30～ JR 桜木町駅

*6 月 10 日

18:30～ JAL 本社前宣伝

防衛大の中で行われる 24 時間逃げ場のない暴力

事件の概要

東日本大震災をきっかけに、自衛隊幹部の養成機関である防衛大学校（横須賀市）に「社会や人の役に立つ仕事があった」という志を持って、2013年4月に入学したAさん。小学校の頃から剣道を始め、中学時代には地区や県の大会にも出場。防衛大学校でも、剣道部に所属しました。

入学間もない頃から「指導」と称して上級生や同級生、さらに下級生も参加した卑劣ないじめを受けたことにより、適応障害やうつ病を発症。過呼吸に苦しめられるようになり、2017年9月、学校側から一方的に退校を命じられました。

全寮制のため、24時間逃げ場のない状態での軌道は「指導」。Aさんはいじめを思い出すことで強い精神的負担を受ける精神状態にあり、2016年11月頃から言葉を発することが困難な状態です。いじめを行った上級生個人だけでなく、設置者の国に対しても損害賠償責任と再発防止を求め、2019年9月、横浜地方裁判所に提訴しました。



2013年入学（1年生）

直後から「指導」に名を借りたいじめが始まる
11月頃～
「適応障害」と診断される
2014年 2月
過呼吸を発症

2014年（2年生）4月

指導係でもないYからいじめが始まる
11月頃、過呼吸により倒れる

2015年（3年生）4月頃

続くYからのいじめ
寮の中でも休日も繰り返し呼び出し

2015年（3年生）夏

剣道部の合宿でのいじめ
下級生Sによる挑発と暴力。

2016年2月 5からの挑発で乱闘に

3月 留年処分
メンタルクリニックでうつ病と診断

2016年（3年生）

5月 復学したものの、学校の命令で再び休学に
11月 言葉を発することが難しくなる

2017年（3年生・留年）4月

不調はいじめによるものとして、
留年処分の見直しを求める
9月 退校を命じられる

この闘いを次につなげたい 原告Aさん
防衛大学校に入る前は、この学校は私にとって理想の大学でした。しかし、理想と現実は大きく異なっていました。上級生の下級生いじめは苛烈を極めるもので、「死ぬ」、「殺す」などの罵詈雑言はあたり前、蹴っ飛ばし、張り倒しの暴力行為もあたり前、陰湿ないじめも蔓延していました。自分をいじめた人間は許せません。でも、それ以上に問題から逃げようとする防衛大学校がとも許せません。

例えこの裁判に勝てたとしても、防衛大学校の惨状は変わらないでしょう。しかし、今でも防衛大学校でのいじめで苦しんでいる人たちに、自分も闘おうと勇気を奮い立たせられるような結果を出したいと思っています。



言葉の暴力は心を引き裂く行為

原告の父
今回の裁判は息子が上級生、同学年、下級生から受けた言葉の暴力及び体への暴力行為（部活の中の）について明らかにしたい。一般的には言葉の暴力について軽んじられていますが、言葉の包丁が無防備の心を容赦なく刺し、心をずたずたに切り裂く行為であります。外見적으로는ダメージは見えませんが、心に残った刺し傷は容易に修復できるものではなく被害者を苦しめます。私は、防衛大学校の中で日常的な言葉の暴力に苦しんでいる学生を助けたい。そのためにも息子と一緒に頑張ります。

防衛大こそ人権感覚必要



●弁護士
田淵大輔 弁護士

防衛大の学生数は約1800人ですが、毎年100件以上の服従規律違反が起き、暴行・傷害など刑法犯法相当の事案も数十件に及びます。普通の組織では考えられない多さです。
防衛大がいじめや暴力を見逃しているのは、学生たちに理不尽への耐性をつけさせようとしているからです。戦場は理不尽なことの連続。それに耐えられなければ「兵士」にはなれないというわけです。
防衛大の卒業生はすぐに自衛隊の幹部になります。人権感覚が欠如した人たちが部隊を指揮し、隊員の命を預かることほど恐ろしいことはありません。この裁判を通じて防衛大の異常さを明らかにし、原告の救済と共に防衛大こそ人権感覚を身につけなければならないということを訴えていきたい。

福岡防大裁判に勝利した原告の母：乃山命子

息子が入校した防大では、暴力、性的虐待、人間の尊厳を根こそぎ奪う人権侵害が「学生間指導」と称して、当たり前に行われていた。防大はこれらの行為が「悪しき伝統」として蔓延していたことや責任も認めていたにもかかわらず、法廷では真っ黒の資料や嘘の証言で息子は更に苦しめられた。そんな息子を沢山の方々が支えて頂下さり・・地裁は学生間指導の違法行為は認め、高裁で国の責任を断罪、逆転勝訴！防大では毎年200人近くが去る。これらの画期的な判決は去った学生の方々に、そして、これ以上、被害者も、加害者も生まないために加害行為の抑止力になれば。防大に至っては未だ謝罪もなく、調査も一度きりで改善の本気度は全く感じない。横浜の裁判を通じて、更に「実態の周知」や「憲法に明記することの恐さ」、「謝罪」等と呼ばけたいが、何より、頑張って提訴した原告青年に良い変化をもたらすよう!!力になりたい。

